

## 西三河支部 「自社PR」 & 「調べて発表西三河」 & 「親睦会」

- 日 時：令和5年7月28日（金）午後3時
- 場 所：岡崎市図書館交流プラザ 301会議室  
（岡崎市康生通）
- 参加者：42名

西三河支部（石山勝範支部長）は、昨年度2月に開催しました新研修事業「自社PR」 & 「調べて発表西三河」 & 「親睦会」が大変好評を得ましたので、今年度7月にも開催を致しました。

同会は丹羽庸介監事の司会進行の下始まり、石山支部長は開会の挨拶の中で、前回自社PR事業で発表された各社様に良い反応があった事等を話されました。



司会進行の丹羽監事

次に来賓としてご臨席の岡崎市環境部廃棄物対策課許可監視係長 金田智之氏、豊田市環境部廃棄物対策課担当長（監視・審査担当）石田尚志氏、（一社）愛知県産業資源循環協会専務理事 堀部隆司氏らの紹介がありました。



挨拶をする石山支部長

その後、第一部の「自社PR」（会員4社）が始まりました。



来賓の金田係長

来賓の石田担当長

来賓の堀部専務理事

### 株式会社大同建設工業

〒446-0053 安城市高棚町東山 83 番地  
Tel.0566-92-7763 Fax.0566-92-7764

私たちの仕事は景色を変える、建物の解体がメインの会社です。昨今、大気汚染防止法の改正もあり、アスベスト関連の解体も難しくなってきております。



解体と産廃は密接な関係にありますので、今回のように顔が見える関係づくりが大切であると考えます。

愛知県の解体工事のことなら  
**株式会社大同建設工業**

今後、皆様と共に西三河支部を盛り上げてまいりたいと思っております。

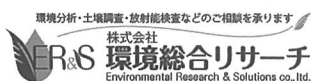


自社PRをする村尾真人氏（左）  
大村真也氏（右）

### 株式会社環境総合リサーチ 中部事業所

〒444-0012 岡崎市栄町4丁目1番地  
Tel.0564-32-4101 Fax.0564-65-5277

環境大気調査、土壌分析、作業環境測定、ダイオキシン類分析、放射線・放射能の検査等の様々な分析を45年続けています。廃棄物処理と分析は密接な関係にあり、廃棄物の正体を分析・理解することにより、廃棄物の適正処理に繋げることができるとは思います。



自社PRをする  
前田裕武氏

### 株式会社アルクス

〒444-0943 岡崎市矢作町字猫田 10 番地の 1  
Tel.0564-32-4101 Fax.0564-32-1617

1977年創業。岡崎市を地盤に清掃事業及び産業廃棄物の収集運搬事業を行っており、主に液物・泥状の産業廃棄物を中心にグリストラップ清掃を得意としております。

また2024年にはグループ会社が、有機汚泥（50m<sup>3</sup>/日）の中間処理施設を岡崎市内に開設する予定です。



自社PRをする  
白井健一氏

## 岡崎技研株式会社

〒444-2134 岡崎市大樹寺一丁目12番地3  
Tel.0564-87-3922 Fax.0564-87-3920

前回の説明における追加内容として、廃酸、廃アルカリ、廃油について説明。

西三河地区にて珍しい無機系廃液・廃薬品の湿式処理場で塩酸や硝酸など焼却処理しにくい廃棄物も試薬瓶1本から対応しております。

今後の営業展開は、人口減少、購買意欲減少、環境意識の高まり等から、廃棄物減少傾向は必至であるため、小さい廃棄物に着目した営業展開を考えています。



自社PRをする  
天野晃明氏



第三部「調べて発表西三河」では、『汚物掃除法・清掃法・廃掃法 時代とともに』と題して、西三河支部副支部長 金井邦剛氏（(株)ハヤブサ環境サービス代表取締役）が登壇されました。



金井氏は22歳より産廃業に従事されて18年、これまでの業務の中で、再委託の禁止や契約書の締結、manifestoの発行などの様々な規制やルールが存在しますが、何故この規制やルールが誕生することになったのかを疑問に思い、調べられたということです。



講演をする  
金井副支部長

最初に「汚物掃除法」（明治33年～昭和29年）が制定された時代背景について、歴史上の「開国」などの出来事及び伝染病予防を含めた公衆衛生の観点から、同法が制定されたのではないかとの見解が述べられました。

「清掃法」（昭和29年～昭和46年）については、敗戦後の復興を目指し、工業化の推進、国内の急速な発展と共に人口の増加、都市ごみ問題の拡大に行き詰まりが起こり、清掃行政の合理化を求めて「清掃法」が制定され「汚物掃除法」が廃止されました。

日本の高度成長に伴いごみの処理が追いつかず、生ごみを埋め立てた「東京都江東区の夢の島問題」の事案について説明されました。

「廃掃法」（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）（昭和46年～現在）については、「東京都江東区の夢の島問題」もありながら、増えすぎた廃棄物に対して一般廃棄物と産業廃棄物を区分することにより、産業廃棄物は行政ではなく、排出した者が処理するということが明文化されました。今からたった53年前のお話です。

その後、「六価クロム事件」、「豊島不法投棄事件」など様々な事件をトリガーにして法改正が繰り返行われ、その都度規制は強化されてしまいました。

最後に（一社）愛知県産業資源循環協会の沿革や概要について話があり、協会事業を通じて最新の法改正の周知、適正処理の推進、廃棄物の不法投棄防止活動等による産廃（資源循環）業界の意識向上、社会貢献の寄与について、今後、業界が目指すべき方向性について話がありました。

講評として、来賓の岡崎市の金田係長、豊田市の石田担当長、愛産協の堀部専務理事より、法改正による業務への影響については相談をしていただき、また、このような各社の発表が業者間の連携の機会となれば、とのことでした。廃掃法関連の話については、複雑な条文ですが歴史を感じる部分もあり皆様の底上げに繋がったのではないかと感じましたので、今後もこのような取組を継続していただきたいと思えます、との貴重なご意見をいただきました。

第三部の「親睦会」は会場を「イブー」に移し、30名の参加の下、賑やかに開催されました。